

名証自規G第7号

平成19年3月30日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

資本剰余金を原資とする配当を行う場合の開示内容の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、資本剰余金を原資とする配当を行う場合は、剰余金の配当に関する開示資料に、配当原資が資本剰余金である旨を記載し、また、決算短信等においても資本剰余金を原資とする配当金の内訳を記載していただくよう要請しておりますが、今般、投資者の利便性を図るため、当該記載事項を拡充することとし、所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合（以下「純資産減少割合」という。）についても併せて記載していただくようお願い申し上げます。

なお、見直し後の開示事項及び開示上の注意事項の詳細につきましては、別紙1「見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等（会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し）」及び別紙2「決算短信・中間決算短信作成要領（変更分）」をご参照ください。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分ご理解をいただくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上